

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第四号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「第十号まで」を「第十一号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 臨時免許状に関する届申書（第十九号様式）

「1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校（学校教育法第2条の国立学校をいう。）の教員にあつてはその大学の学長、県立学校は県教育委員会、市町村立学校の教員にあつてはその市町村教育委員の教員にあつてはその理事長をいいます。

2 奈良県立の学校の教員又は現に教員でない者は、実務等証明責任者としません。

「1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校（学校教育法第2項に規定するの教員にあつては、私立学校員会、私立学校員会、私立学校の都道府県教育委員会をいいます。

2 奈良県立学校の教員又は現に教員でない者は、学校（園）長等証明責任者の証明のみで可とします。

2条第2項に規定する
県立学校の教員にあ
教育委員会、私立学
の教員にあつてはそ
る。

の証明を不要とし実

」

第九号様式を次のように改める。

修 得 単 位 一 覧 表

年 月 日現在

ふりがな 氏 名		ふりがな 旧 姓	※
生年月日 (元号)	年 月 日		
	開 設 科 目 名	単位修得年月日	修得単位数
1		. .	
2		. .	
3		. .	
4		. .	
5		. .	
6		. .	
7		. .	
8		. .	
9		. .	
10		. .	

備考 奈良県教育委員会免許法認定講習で修得した単位のみ記入してください。

※証明書に記載された氏名から変更がある場合は「旧姓」を記入

第十八号様式の次に次の一様式を加える。

臨時免許状授与に関する副申書

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

学校名

校 長

次のとおり臨時免許状の授与について副申します。

申請免許状の種類	助教諭臨時免許状	教科又は領域	
採用予定者氏名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
採用予定校名			
採用予定年月日	年 月 日		
普通免許状を有する者を採用することができない具体的理由			
申請免許状に係る資質・能力に関する所見			
上記の者の普通免許状取得計画	同一免許状での既授与回数 () 回		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている証明書等は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。